

宮城県地域公共交通計画調査策定業務委託仕様書

1 目的

地域公共交通は、宮城県民の通勤・通学・通院・買物などの生活の足としてのほか、観光・ビジネスといった地域間交流の移動手段として重要な役割を果たしている。

しかしながら、モータリゼーションの進展や人口減少・高齢化を背景に、地方部を中心に地域公共交通利用者数が減少していることや、地域公共交通を担う乗務員不足等によりサービス水準の維持が危ぶまれている状況にある。

このような状況を踏まえ、地域公共交通の利便性を将来にわたって維持するためには、地域にある輸送資源を上手に活用していくことが求められており、地域の関係者との連携と協働を一層推進するためにも、地域公共交通計画の重要性は一層増している。

また、令和6年4月に公表された『「地域公共交通計画」の実質化に向けた検討会中間とりまとめ』では、都道府県の役割として「データ共有枠組みの構築」などに主体的に取り組むことが期待されており、地域公共交通計画の策定を通じて、こうした取組を加速させていく必要がある。

以上のことから、宮城県と県内市町村等関係者が連携し、県全体の公共交通等輸送資源の各種データの収集、課題の整理等を行うとともに、移動特性、ニーズ分析から広域交通の再編などについて検討し、宮城県全域の地域公共交通の持続性・利便性を高めるため、「宮城県地域公共交通計画」を策定するものである。

2 業務を委託する期間

実施期間は、契約締結日の翌日から令和8年3月27日（金）までとする。

3 業務委託内容

業務の内容は以下を基本としつつ、国土交通省の「地域公共交通計画等の作成と運用手引き」及び『「地域公共交通計画」の実質化に向けた検討会中間とりまとめ』を参考とし、宮城県の特性から最も適切な検討方法を選択し、実施するものとする。

（1）計画策定準備

本業務の作業を円滑に進めるため、業務の具体的な進め方及び業務スケジュールに関する業務計画書を作成する。

（2）上位・関連計画、各種データ等に基づく公共交通の位置付け、役割及び宮城県の現状整理

イ 宮城県の人口や高齢化率、施設分布等の地域特性、各公共交通機関の運行状況及び公共交通以外の地域輸送資源の状況等の交通特性から現状を整理するとともに、宮城県内市町村の地域公共交通計画、その他の上位・関連計画において記載されている公共交通に求められる役割について整理する。

ロ 受注者において、各公共交通機関の運行状況や公共交通以外の地域輸送資源の状況等を明らかにするためのデータ収集・分析を行うとともに、必要に応じて交通事業者等へのヒアリング等を実施する。なお、データ収集・分析については下記を想定しているが、これらに相当するデータや分析手法があれば内容を明らかにした上で提案すること。

【想定しているデータ収集・分析手法】

- ・ 運送事業者から提供を受けた乗降データを用いた交通需要の可視化
- ・ ビッグデータを用いた移動需要の可視化
- ・ スクールバス等地域輸送資源の運行状況の収集・取りまとめ

※運送事業者への乗降データの提供依頼については原則として発注者が行う。

- ハ 本業務の実施に当たり、本協議会は受託者に対し、作業に必要な宮城県で作成又は保有している資料を貸与するものとする。貸与資料については、複製及び本業務以外での使用を禁止する。

【貸与を想定している資料】

- ・ 地域間幹線系統に関する収支状況等のデータ
- ・ 新交通体系構築に向けた宮城県地域交通調査業務報告書（令和5年3月）※

※2020年国勢調査のデータ等から県内の人口分布や通勤・通学流動について調査した資料

（3）宮城県の問題点の分析及び課題の整理

上記（2）で整理した宮城県の地域公共交通の現状等を基に、問題点を明らかにし、宮城県の地域公共交通の維持・確保に向け取り組むべき課題を整理する。

（4）地域公共交通計画の基本的な方針、数値目標及び具体的施策の検討

イ 基本的な方針及び目標の検討

国が示す地域公共交通計画の記載事項である計画の基本的な方針、当該方針を踏まえた数値目標を検討する。

数値目標の検討に当たっては、交通事業者が所有している利用状況・実績データ、その他既存の統計資料や報告等から数値取得が行えるものを最大限活用するとともに、数値目標の評価作業の省力化を図られるようにする。

ロ 目標達成のための具体的施策の検討

イで検討した基本的な方針に示す宮城県が目指す地域公共交通ネットワークの実現に向けた具体的施策の検討に当たっては、市町村間を結ぶ広域バス路線（地域間幹線系統）の再編・見直しのみならず、地域内交通との接続・連携施策を含めた検討を行う。

（5）宮城県地域公共交通計画の取りまとめ

前記（1）から（4）までの検討結果を踏まえて、概ね30ページ以内を目標に宮城県地域公共交通計画を取りまとめる。エビデンスとなる数値・グラフデータや主題図等は資料編として別途とりまとめる。

（6）地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（以下、「活性化再生法」という。）第6条に規定する協議会等の開催及び運営支援

宮城県地域公共交通計画の策定に関して必要な協議を行うため、協議会を4回程度（6月、9月、1月、3月を想定）、地域の実情に応じた協議等を行うための地域部会を4圏域ごとに各3回程度開催することを想定しており、協議会及び地域部会（以下、「協議会等」という。）の開催に際して次の業務を行う。なお、6月に開催予定の協議会に関しては発注者が主体的に次の業務を行う。

イ 協議会等開催に係る資料の作成、協議会等での意見対応及び提案等

ロ 協議会等への出席及び必要に応じた資料の説明

※9月、1月、3月の協議会ではそれぞれ、計画の骨子案、中間案、最終案について協議することを想定している。

※協議会等終了後の議事要旨取りまとめ及び議事録作成は事務局（県）が実施する。

※協議会へ出席する委員への謝金・旅費の支給は事務局（県）が実施する。

（7）打ち合わせ

本業務を円滑かつ効率的に開催するため、発注者と適宜打ち合わせ（5回程度開催想定）を実施し、その内容について記録簿を作成する。

4 業務の成果品

（1）業務報告書 2部

（2）宮城県地域公共交通計画冊子（資料編含む）A4版 50部

（3）宮城県地域公共交通計画概要版A3版 200部

（4）上記の電子記録媒体（CD-R等） 1部

上記は想定部数とし、納品部数の変更等に当たっては、発注者及び受注者間で協議するものとする。

※電子データは、編集可能なMicrosoft Office形式（Word、Excel、PowerPoint形式）及び印刷用のPDF形式で提出すること。あわせて、（2）及び（3）で使用した主題図は、可能な限りQGISで編集可能なデータ形式でも提出すること。

5 その他

（1）業務の再委託について

受託者は、本契約に基づく業務を第三者に委託してはならない。ただし、業務全体に大きな影響を及ぼさない補助的な業務については、事前に発注者から承認を得た場合は、この限りではない。

この場合において、再委託の内容、再委託先の会社概要、その他再委託先に対する管理方法等を書面により提出すること。

（2）活性化再生法に基づく地域公共交通計画策定に係る注意事項

国土交通省が発行している下記資料を熟読の上、企画提案を行うこと。

①地域公共交通計画等の作成と運用の手引き

https://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/transport/sosei_transport_tk_000058.html

②「地域公共交通計画」の実質化に向けた検討会 中間とりまとめ

https://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/transport/sosei_transport_tk_000217.html

（3）関連するデータの収集は、発注者と協議の上で原則として受注者が行う。なお、印刷物等には、他者の著作権その他の権利が及ぶ素材の使用は避けること。

（4）受託者は、発注者と協議を行い、その意図や目的を十分に理解した上で、業務が確実に履行されるよう適切な人員配置の下で業務を実施すること。

- (5) 本業務の実施により製作された成果物又はその利用に関する著作権、所有権等に関しては、原則として委託料の支払いの完了をもって受託者から発注者に移転することとするが、その詳細については、別途契約書により定めるものとする。
- (6) その他、本仕様書に定めのない事項については、発注者と受託者とで協議の上、決定すること。